

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☪ カフェテリアプラン

Q：当社では、従業員の福利厚生について、複数の福利厚生メニューの中から従業員が必要なものを選ぶカフェテリアプラン（福利厚生選択制度）を導入しようと考えています。

メニューの中には、育児休暇補助や社員の人間ドック補助などがあるのですが、このカフェテリアプランの課税上の取扱いはどうなりますか。

A：受けるサービスの内容によって給与所得として課税されるかどうか判断することになります。

【解説】

カフェテリアプランとは、従業員一人一人に一定のポイント数を付与し、従業員は自己のポイントの範囲内で、住宅補助、育児手当、企業年金など複数の福利厚生メニューの中から従業員が必要なものを選ぶ方式の福利厚生制度のことで、従業員の福利厚生に対する不公平感が少なくなるというメリットがあるといわれています。

メニューの中には、給与所得として課税の対象とされる経済的利益もあれば、非課税のものもあるでしょうから、現に受けるサービスの内容によって課税、非課税を判断します。

ちなみに、育児休暇補助は給与の一部支給ということで課税になりますが、社員の間ドック費用は非課税です。

なお、給与の額に比例したポイント数を付与するような場合には、全体が一種の手当てと認められることから、その全額を給与等として課税することになります。

